

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う厚生労働省（福島労働局）の支援措置について

1 「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」の設置について（別添 1 参照）

令和 2 年 2 月 14 日から福島労働局雇用環境・均等室等に「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」を設け、相談を受け付けています。

2 雇用調整助成金等の特例措置等について（別添 2， 3， 4 参照）

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の特例措置に関して、令和 4 年 12 月以降の取扱いは、助成内容について経過措置を設けたうえで通常制度の適用となる等の見直しが行われる予定です。

なお、今回の取扱いは令和 5 年 3 月 31 日までの措置となり、令和 5 年 4 月以降の取扱いについては、改めて示されることとなっております。

3 雇用調整助成金対象期間の延長について（別添 2， 3 参照）

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置の延長に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主は、雇用調整助成金が 1 年を超えて引き続き受給することができます。

1 年を超えて引き続き受給することができる期間について、令和 5 年 3 月 31 日まで延長される予定です。

4 雇用調整助成金の短時間休業の活用について（別添 5 参照）

例えば、飲食店が知事からの営業時間短縮の要請に協力し、閉店時間を早め、所定労働時間の一部について休業とする場合にもご活用いただけます。

※短時間休業とは 1 日の所定労働時間のうち一部を休業することをいいます。

5 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象となる休業期間及び申請期限について（別添 3， 6 参照）

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により休業を余儀なくされた中小企業の労働者等（大企業はシフト制労働者等のみ）に対する支援金・給付金については、対象となる休業期間について、令和 5 年 3 月 31 日まで延長となり、また、令和 4 年 12 月以降については、給付の割合が現在の 8 割から 6 割に変更となる予定です。

なお、今回の取扱いは令和 5 年 3 月 31 日までの措置となり、令和 5 年 4 月以降の取扱いについては、改めて示されることとなっております。

6 産業雇用安定助成金について（別添 7， 8， 9， 10 参照）

産業雇用安定助成金は、コロナ禍において事業活動の一時的な縮小を余儀なくされ、労働者の雇用を在籍出向により維持するために、労働者を送り出す事業主（出向元）及び当該労働者を受け入れる事業主（出向先）に対して、一定期間の助成を行うものです。

令和4年10月1日から制度を拡充し、より一層の円滑な労働移動の促進を図るため、①支給期間の延長（最長1年→2年）、②支給対象労働者の上限撤廃（出向元のみ）、③出向復帰後の訓練（OFF-JT）に対する助成措置の創設を行っています。

7 トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）のご案内について（別添11、12参照）

「トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）」は、ハローワーク等の紹介日において離職しており、これまで経験のない職業に就くことを希望している求職者を、無期雇用へ移行することを前提に、原則3ヶ月間試行雇用できる制度です。

令和4年4月1日から、これまでに雇用調整助成金を受給していない場合等に、支給額を増額しています。

8 小学校休業等対応助成金・支援金について（別添13、14、15参照）

新型コロナウイルス感染症に係る小学校の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の皆様を支援する小学校休業等対応助成金・支援金については、新型コロナウイルス感染症拡大が収まらないことから、令和4年11月まで支援対象期間を延長していますが、更に令和5年3月まで延長する予定です。

また、令和4年12月～令和5年3月の小学校休業等対応助成金の日額上限額、小学校休業等対応支援金の支給額を別紙の表のとおり変更する予定です。

なお、雇用環境・均等室の「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」については、上記助成金・支援金の延長に伴い、令和5年2月28日までの期間、設置、相談を行っておりますが、この設置期間も延長する予定です。

9 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金について（別添16参照）

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給（年次有給休暇で支払われる賃金相当の6割以上）の休暇制度を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を令和4年4月から令和5年3月31日までに合計5日以上労働者に取得させた事業主に対して15万円を助成します。支給申請書の提出期間は、令和5年5月31日までとなります。当該助成金は、雇用環境・均等室において申請を受け付けます。

10 両立支援等助成金「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース」について（別添17参照）

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者（雇用保険被保険者に限る）が取得できる有給（年次有給休暇で支払われる賃金相当の6割以上）の休暇制度を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を令和4年4月から令和5年3月31日までに合計20日以上労働者に取得させた事業主に対して、対象労働者1人当たり28.5万円（1事業場あたり5人まで）を助成します。支給申請書の提出期間は、令和5年5月31日までとなります。当該助成金は、雇用環境・均等室に

において申請を受け付けます。

11 両立支援等助成金 介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」について（別添 18 参照）

新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる介護のための有給休暇制度を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を社内に周知し、当該休暇の利用者が出た中小企業事業主に対して、有給休暇取得日数が 5 日以上 10 日未満について 20 万円、有給休暇取得日数が 10 日以上について 35 万円を助成します。対象となる休暇の取得期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までです。申請期限は支給要件を満たした翌日から起算して 2 か月以内となります。当該助成金は、雇用環境・均等室において申請を受け付けます。

新 型 コ ロ ナ 感 染 症 の 影 響 に よ る 特 別 労 働 相 談 窓 口

1 特別労働相談窓口

(1) 一般的な労働相談

- ア 相談窓口：総合労働相談コーナー（福島市霞町1-4-6 福島合同庁舎5階 雇用環境・均等室内）
電話番号：024-536-4600
0800-800-4611（フリーダイヤル：労働者専用）
受付時間：8時30分～17時15分
- イ 相談窓口：郡山総合労働相談コーナー（郡山市桑野2-1-18 郡山労働基準監督署内）
電話番号：024-900-9609（令和2年4月1日より）
受付時間：8時30分～17時15分

※県内の労働基準監督署内にある総合労働相談コーナーでも相談を受け付けています(別紙参照)。

(2) 賃金や休業手当に関する相談

- ア 相談窓口：労働基準部 監督課（福島市霞町1-4-6 福島合同庁舎5階）
電話番号：024-536-4602
受付時間：8時30分～17時15分
- イ 相談窓口：郡山労働基準監督署（郡山市桑野2-1-18）
電話番号：024-922-1370
受付時間：8時30分～17時15分

※県内の労働基準監督署でも相談を受け付けています(別紙参照)。

(3) 雇用調整助成金に関する相談

- ア 相談窓口：雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター
電話番号：0120-603-999（フリーダイヤル）
受付時間：9時00分～21時00分（土日祝日も実施）
- イ 相談窓口：ハローワーク福島（福島市狐塚1-7-40）
電話番号：024-534-4121
（自動音声による案内が放送されますので、32#をプッシュしてください。）
受付時間：8時30分～17時15分

※県内のハローワークでも相談を受け付けています(別紙参照)。

(4) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金に関する相談

- 相談窓口：新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
電話番号：0120-221-276（フリーダイヤル）
受付時間：8時30分～20時00分（月～金）
8時30分～17時15分（土日祝）

(5) 新卒者内定取消、入職時期の繰り下げに関する相談

- ア 相談窓口：福島新卒応援ハローワーク（福島市曽根田町1-18 MAXふくしま5階）
電話番号：0800-800-7649（フリーダイヤル）
受付時間：10時00分～18時30分
- イ 相談窓口：郡山新卒応援ハローワーク（郡山市駅前2-11-1 ビックアイ・モルティ4階）
電話番号：0800-800-4634（フリーダイヤル）
受付時間：10時00分～18時30分

※県内のハローワークでも相談を受け付けています(別紙参照)。

(6) 派遣労働者に関する相談

- 相談窓口：職業安定部 需給調整事業室（福島市霞町1-4-6 福島合同庁舎4階）
電話番号：024-529-5746
受付時間：8時30分～17時15分

(7) 母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の労働者に関する休暇取得支援助成金などの相談

- 相談窓口：雇用環境・均等室
電話番号：024-536-4609
受付時間：8時30分～17時15分

- (8) 両立支援助成金 介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」に関する相談
相談窓口：雇用環境・均等室
電話番号：024-536-4609
受付時間：8時30分～17時15分
- (9) 小学校休業等対応助成金、小学校休業等対応支援金に関する相談
相談窓口：小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター
電話番号：0120-876-187（フリーダイヤル）
受付時間：9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）
- (10) 学校等の臨時休業に伴う病気休暇等の特別休暇導入に関する相談
相談窓口：働き方・休み方改善コンサルタント（※）（雇用環境・均等室内）
電話番号：024-536-4609
※就業規則の整備支援等を行っています。企業訪問によるコンサルティング（無料）が利用できます。
受付時間：8時30分～17時15分

2 労働相談以外の相談窓口

厚生労働省の電話相談窓口 0120-565-653（フリーダイヤル）
受付時間：9時00分～21時00分（土日祝日も実施）



労働基準監督署

労働基準監督署	住 所	電 話 番 号
福島労働基準監督署	福島市霞町 1-46 福島合同庁舎 1 階	024-536-4611
郡山労働基準監督署	郡山市桑野 2-1-18	024-922-1370
いわき労働基準監督署	いわき市平字堂根町 4-11 いわき地方合同庁舎 4 階	0246-23-2255
会津労働基準監督署	会津若松市城前 2-10	0242-26-6494
白河労働基準監督署	白河市郭内 1-136 白河小峰城合同庁舎 5 階	0248-24-1391
須賀川労働基準監督署	須賀川市旭町 204-1	0248-75-3519
喜多方労働基準監督署	喜多方市諏訪 91	0241-22-4211
相馬労働基準監督署	相馬市中村字桜ヶ丘 68	0244-36-4175
富岡労働基準監督署	双葉郡富岡町中央 2 丁目 104	0240-22-3003

ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワーク	住 所	電 話 番 号
ハローワーク福島	福島市狐塚 17-40	024-534-4121
ハローワークいわき	いわき市平字堂根町 4-11 いわき地方合同庁舎 1 階	0246-23-1421
ハローワーク会津若松	会津若松市西栄町 2-23	0242-26-3333
ハローワーク南会津	南会津郡南会津町田島字行司 12	0241-62-1101
ハローワーク喜多方	喜多方市字千苺 8374	0241-22-4111
ハローワーク郡山	郡山市方八町 2-1-26	024-942-8609
ハローワーク白河	白河市郭内 1-136 白河小峰城合同庁舎 1 階	0248-24-1256
ハローワーク須賀川	須賀川市妙見 121-1	0248-76-8609
ハローワーク相双	南相馬市原町区桜井町 1-127	0244-24-3531
ハローワーク二本松	二本松市若宮 2-162-5	0243-23-0343

(事業主の方へ)

令和4年12月以降の雇用調整助成金の特例措置 (コロナ特例)の経過措置について(予定)

雇用調整助成金の助成内容は令和4年12月以降、通常制度としますが、業況が厳しい事業主については一定の経過措置を設けます。経過措置の対象範囲に該当する場合の**令和4年12月1日から令和5年3月31日**までの助成内容等は以下のとおりです。※施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での予定です。

経過措置の対象範囲について

令和2年1月24日から令和4年11月30日までの間の休業等について雇用調整助成金のコロナ特例を利用した事業所が経過措置の対象となります。詳しくは本リーフレット「経過措置の内容について」及び裏面をご覧ください。

なお、コロナ特例を利用したことがない事業所が、令和4年12月1日以降の休業等について雇用調整助成金を利用する場合は、生産指標の要件等、通常制度の要件に該当する必要があります(一部緩和措置あり)。詳細は通常制度のガイドブック及び以下のリーフレットを参照ください。

(ガイドブック) <https://www.mhlw.go.jp/content/000656127.pdf>

(リーフレット) <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001007940.pdf>

経過措置の内容について

(注) 上段は助成率。下段は金額は1人1日あたりの上限額。

括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合(※1)**

判定基礎期間の初日		令和4年12月～令和5年1月	令和5年2月～3月
中小企業	原則(※2)	2/3 8,355円	
	特に業況が厳しい事業主(※3)	2/3 (9/10) 9,000円	—
大企業	原則(※2)	1/2 8,355円	
	特に業況が厳しい事業主※3)	1/2 (2/3) 9,000円	—

(※1) 令和3年1月8日以降の解雇等の有無を確認します。

(※2) 生産指標が、前年同期比(令和元年から4年までのいずれかの年の同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可)で**1か月10%以上減少している事業主**。

なお、生産指標の確認は、対象期間が1年以上経過した事業主から順次対象となります。詳細は裏面を御確認下さい。

(※3) 生産指標が、**直近3か月の月平均**で前年、前々年又は3年前同期比で**30%以上減少している事業主**。申請月ごとに生産指標の確認を行います。

このリーフレットに記載のないコロナ特例(計画届を提出不要とすることやクーリング期間を適用しないことなど)は、経過措置の対象事業所の場合、経過措置期間中(**令和4年12月1日から令和5年3月31日まで**)は継続する予定です。

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120-603-999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP

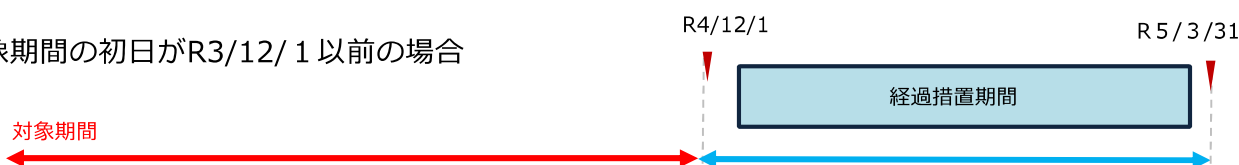


LL041102企01

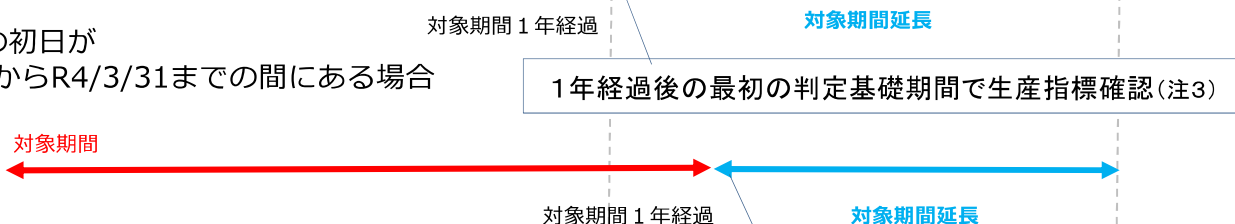
対象期間の延長や生産指標の確認のタイミング等について

- 令和4年12月1日時点で対象期間が1年を超えている場合及び同日以降令和5年3月30日までの間に1年を超える場合は、対象期間を令和5年3月末まで延長します（①、②）。1年を超えない場合は対象期間の延長はありません（③）。
- 経過措置期間の最初の判定基礎期間の申請時に生産指標の確認（1か月10%以上減少しているか）を行います（ただし②、③は確認時期の例外あり。）。申請の際は売上などがわかる書類を添付してください（①、②）。
- 判定基礎期間の初日が令和4年12月1日以降の休業等については、令和4年11月30日以前に受給した日数に関係なく（注1）、令和4年12月以降100日まで（対象期間の範囲で）受給可とします（注2）（①、②、③）。ただし、判定基礎期間が令和4年12月1日を跨がる場合は、当該期間後に100日まで受給可とします（例：11月16日～12月15日が判定基礎期間の場合、12月16日以降の休業等から100日まで受給可。）。
なお、休業等を実施した労働者が1人でもいた日を「1日」とカウントするのではなく、休業等の延べ日数を事業所内の対象労働者数で除した日数を用います。
- 特に業況が厳しい事業主として経過措置を利用する場合は、申請月ごとに生産指標の確認（3か月平均で30%以上減少しているか）を行います（①、②、③）。
（注1）令和4年11月30日までの期間を含む判定基礎期間については100日のカウントに含まれません。
（注2）100日を超えた分は受給できません。

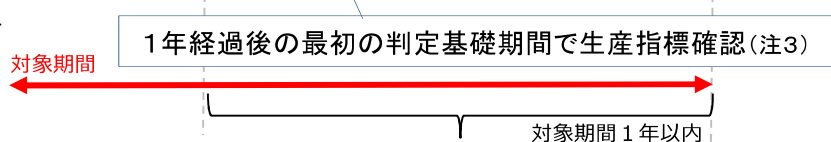
①：対象期間の初日がR3/12/1以前の場合



②：対象期間の初日が
R3/12/2からR4/3/31までの間にある場合



③：対象期間の初日がR4/4/1以降にある場合



（注3）生産指標を確認後、2回目以降の申請では生産指標は確認しません。 **生産指標の再確認はありません**

緊急雇用安定助成金について

令和2年1月24日から令和4年11月30日までの間の休業について緊急雇用安定助成金を利用した事業所は、12月以降も雇用調整助成金と同様の上限額及び助成率が適用されます。対象期間は令和5年3月31日まで延長します。初回申請の判定基礎期間の初日が令和4年3月31日以前の場合、雇用調整助成金と同様に生産指標を確認します。

なお、緊急雇用安定助成金を利用していない事業所が令和4年12月1日以降の休業等について緊急雇用安定助成金を利用することは可能ですが、日額上限額は8,355円、助成率は中小企業が2/3、大企業が1/2となるほか、利用条件が異なりますので、詳細は以下のリーフレット裏面を参照ください。（リーフレット） <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001007940.pdf>

その他

令和5年4月以降の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況や雇用情勢を踏まえながら検討の上、改めてお知らせします。

不正受給への対応を厳格化しています

事業所名等の積極的な公表
予告なしの現地調査

5年間の不支給措置・捜査機関との連携強化
返還請求（ペナルティ付き）

ご一報
ください

申請事業主の皆さま

従業員の皆さま

・申請内容に誤りがあった場合

・受給した助成金の返還を希望される場合

・不正受給に関する情報を把握している場合

リーフレット



Press Release

報道関係者各位

令和4年10月28日

【照会先】

＜雇用調整助成金関係＞

職業安定局 雇用開発企画課

課長：小宅 栄作

課長補佐：赤川 遼

（代表）03-5253-1111（内線 5811）

（直通）03-3502-1718

＜新型コロナウイルス感染症対応休業支援金関係＞

職業安定局 雇用保険課

課長：尾田 進

課長補佐：尾崎 拓洋

（代表）03-5253-1111（内線 5763）

（直通）03-3502-6771

令和4年12月以降の雇用調整助成金の特例措置等について

（注）以下は、事業主の皆様に政府としての方針を表明したものです。施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での予定となります。

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置について、令和4年12月～令和5年3月の具体的な助成内容は別紙をご参照ください。

なお、令和5年4月以降の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況や雇用情勢を踏まえながら検討の上、改めてお知らせします。

（参考1）雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

コールセンター 0120-603-999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

（参考2）新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

コールセンター 0120-221-276 受付時間 月～金 8:30～20:00/土日祝 8:30～17:15

（参考3）令和4年11月までの助成内容はこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/r410cohotokurei_00001.html

雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容

別紙

12月以降通常制度とするとともに、業況が厳しい事業主については、一定の経過措置（支給要件の緩和、日額上限・助成率を通常制度よりも高率とする等）を設ける。

雇用調整助成金等

（括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合）（※1）

		令和4年 10～11月	令和4年12月～ 令和5年1月	令和5年 2～3月
中小企業	原則的な措置 （※2、5）	<u>4/5(9/10)</u> 8,355円	<u>2/3</u> 8,355円	
	地域特例（※3） 業況特例（※4）	<u>4/5(10/10)</u> 12,000円	-	
	特に業況が厳しい事業主（※6）（経過措置）	-	<u>2/3(9/10)</u> 9,000円	-
大企業	原則的な措置 （※2、5）	<u>2/3(3/4)</u> 8,355円	<u>1/2</u> 8,355円	
	地域特例（※3） 業況特例（※4）	<u>4/5(10/10)</u> 12,000円	-	
	特に業況が厳しい事業主（※6）（経過措置）	-	<u>1/2(2/3)</u> 9,000円	-

休業支援金等

		令和4年 10～11月	令和4年12月～ 令和5年3月
中小企業	原則的な措置	<u>8割</u> 8,355円	<u>6割</u> 8,355円
	地域特例（※8）	<u>8割</u> 8,800円	-
大企業（※7）	原則的な措置	<u>8割</u> 8,355円	<u>6割</u> 8,355円
	地域特例（※8）	<u>8割</u> 8,800円	-

（※1）令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

（※2）生産指標が前年同期比（令和5年3月までは、令和元～4年までのいずれかの年の同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可）で1か月10%以上減少している事業主。なお、令和4年12月以降に対象期間が1年を超える事業主については業況を再確認する。

（※3）緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という）において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。

重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。

各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

（※4）生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。なお、令和4年4月以降は毎月業況を確認している。

（※5）令和4年12月～令和5年3月について、※2の措置のほか、以下の措置を講じる。

・クーリング期間制度（直前の対象期間満了日の翌日から1年経過するまで新たに受給できない制度）を適用しない。

・クーリング期間制度の適用除外となる事業主については、令和4年12月1日～令和5年3月31日の間において支給限度日数である100日まで受給可能。

・その他、申請書類の簡素化等の特例を継続する。

・これまでコロナ特例を利用せず、令和4年12月以降の休業等について新規に雇用調整助成金を利用する事業主は、経過措置ではなく通常制度による申請を行う。

（※6）生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。なお、毎月業況を確認する。

（※7）大企業はシフト制労働者等のみ対象。

（※8）休業支援金の地域特例の対象は、雇用調整助成金と同じ（左記※3）。

なお、地域特例については月単位での適用とする。

（例：5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置

→5月1日から6月30日（解除月の翌月末）までの休業が地域特例の対象）

（注1）注釈中の下線部は経過措置。

（注2）政府としての方針であり、施行にあたっては、厚生労働省令等の改正が必要。

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金を申請される事業主や従業員の皆さまへ

雇用調整助成金 不正受給 の対応を 厳格化 しています

不正受給は「刑法第246条の詐欺罪」等に問われる可能性があります

事業所名等の 積極的な公表 予告なしの現地調査

- 不正受給した事業所名等を**積極的に公表**します
- 都道府県労働局が、事前**予告なしの現地調査**（事業所訪問・立入検査※）を行います
- 不正「**指南役**」の**氏名等も公表**の対象となる場合があります

※雇用保険法第79条に基づく検査です。支給決定から5年間は現地調査を行う場合があります。申請事業主は提出書類の保存が必要です。

返還請求 (ペナルティ付き)

- 「不正発生日を含む期間以降の全額」 + 「不正受給額の2割相当額」（**ペナルティ**） + 「延滞金」の合計額を返還請求します

5年間の 不支給措置

- 雇用調整助成金だけでなく、**他の雇用関係助成金も5年間の不支給措置**となります
- 不正受給は、あなたの会社や従業員の生活に深刻な影響を招きます

捜査機関との 連携強化

- 都道府県労働局は、不正受給対応について**都道府県警察本部との連携を強化**しています
- 悪質な場合、**捜査機関に対し刑事告発**を行います

ご一報
ください

申請事業主の皆さま

- ・ 申請内容に誤りがあった場合
- ・ 受給した助成金の返還を希望される場合

従業員の皆さま

- ・ 不正受給に関する情報を把握している場合

※情報提供者のプライバシー保護には十分配慮いたします。

※ 連絡先は裏面を参照してください



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク

LL040628企03

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の不正受給に関する通報窓口一覧

都道府県労働局	通 報 先	電 話 番 号
北 海 道	雇用助成金さっぽろセンター、各ハローワーク	011-788-2294
青 森 県	職業対策課	017-721-2003
岩 手 県	職業対策課分室 助成金相談コーナー	019-606-3285
宮 城 県	職業対策課 助成金部門	022-299-8063
秋 田 県	職業対策課、各ハローワーク	018-883-0010
山 形 県	雇用調整助成金事務室	023-666-3614
福 島 県	職業対策課	024-529-5409
茨 城 県	職業対策課、各ハローワーク	029-224-6219
栃 木 県	職業対策課分室（助成金事務センター）、各ハローワーク	028-614-2263
群 馬 県	職業対策課	027-210-5008
埼 玉 県	職業対策課、各ハローワーク	048-600-6209
千 葉 県	職業対策課	043-221-4393
東 京 都	東京労働局ハローワーク助成金事務センター	03-5909-3122
神 奈 川 県	職業対策課	045-650-2801
新 潟 県	職業対策課 助成金センター、各ハローワーク	025-278-7181
富 山 県	職業対策課 助成金センター	076-432-9162
石 川 県	職業対策課、各ハローワーク	076-265-4428
福 井 県	職業対策課	0776-26-8613
山 梨 県	職業対策課	055-225-2858
長 野 県	職業対策課、各ハローワーク	026-226-0866
岐 阜 県	職業対策課 助成金センター	058-263-5650
静 岡 県	職業対策課 雇用調整助成金センター、各ハローワーク	054-653-6116
愛 知 県	あいち雇用助成室	052-219-5518
三 重 県	職業対策課 助成金室	059-226-2111
滋 賀 県	職業対策課	077-526-8686
京 都 府	雇用調整助成金相談センター	075-256-8339
大 阪 府	助成金センター	06-7669-8900
兵 庫 県	ハローワーク助成金デスク	078-221-5440
奈 良 県	職業対策課 助成金センター	0742-35-6336
和 歌 山 県	職業対策課	073-488-1161
鳥 取 県	職業対策課、各ハローワーク	0857-29-1708
島 根 県	職業対策課	0852-20-7020
岡 山 県	職業対策課 助成金事務室	086-238-5301
広 島 県	職業対策課	082-502-7832
山 口 県	職業対策課	083-995-0383
徳 島 県	職業対策課、各ハローワーク 助成金センター	088-611-5387 088-622-8609
香 川 県	職業対策課	087-811-8923
愛 媛 県	職業対策課分室（助成金センター）	089-987-6370
高 知 県	職業対策課	088-885-6052
福 岡 県	福岡助成金センター 雇用調整助成金分室	092-402-0537
佐 賀 県	職業対策課	0952-32-7217 0952-32-7173
長 崎 県	職業対策課	095-801-0042
熊 本 県	職業対策課	096-211-1704
大 分 県	大分助成金センター	097-535-2100
宮 崎 県	宮崎労働局 助成金センター	0985-62-3125
鹿 児 島 県	職業対策課	099-219-5101
沖 縄 県	職業対策課	098-868-3701

新型コロナウイルスの影響を受ける事業主の方へ

雇用調整助成金は短時間休業にも ご活用いただけます！！

(※) 短時間休業とは、1日の所定労働時間のうち、一部（例えば9時～10時）を休業することをいいます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、閉店時間を早め、所定労働時間の一部について休業とする場合にもご活用いただけます。

雇用調整助成金の短時間休業への活用例

短時間休業によって雇用調整助成金を受給する場合、事業所に勤める全労働者が一斉に休業する必要がありましたが、特例措置により、短時間休業に活用しやすくなっています。

1. シフト制をとっている職場の場合

⇒ シフト制における短時間休業にも活用可能です

（例：営業時間短縮によりシフト減した労働者の短時間休業）

2. 社内の部門や部署で働き方が異なる場合

⇒ 部署や部門ごとの短時間休業にも活用可能です

（例：業績の落ち込んだ一部門のみの短時間休業、製造ラインごとの短時間休業）

3. 宿泊業など常時配置が必要な労働者がいる場合

⇒ 職種等に応じた短時間休業にも活用可能です

（例：常時配置が必要な労働者以外の労働者の短時間休業）

お問合せ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



LL031124企03

1

Q.シフト制によるなど労働日が不確定な業種の事業主については、どのように取り扱われるのですか。

事業主においては、昨年同時期のシフトや直近月のシフト等に基づいて労働日の設定を行い、それに基づき休業日を決め、休業手当を支払うこととしている場合は助成対象としています。

また、支給申請時に休業手当の支払いの元になるシフト等の提出をお願いすることになります。

なお、雇用期間が短い者についても、直近の当人のシフトや同様の勤務形態の者のシフトを参考に事業主が勤務シフトを作成し、休業手当の支払いを行うことで雇用調整助成金の対象となり得ます。

2

Q. 事業の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用調整のため、早めに閉店し労働者を帰した場合にも対象となるのでしょうか。

時間単位の休業手当を支払った場合は助成対象としています。

(例：通常23時まで開店している店舗であったが、20時に閉店し通常よりも3時間短縮しての勤務)

3

Q.申請を行いたいのですが、どのようにすればよろしいのでしょうか。

厚生労働省HPに特例用の様式等について掲載していますので、そちらをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html

※以下のキーワードで検索いただいても同様のページを閲覧できます。

「雇用調整助成金 様式ダウンロード 新型コロナ特例」

雇用調整助成金に係るQ&Aは、上記の他、以下のホームページで公開しています。支給申請に当たり、重要なものもございますので、**必ずご確認ください**ますようよろしくお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

『新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金』 ～給付率が変更となる予定です～

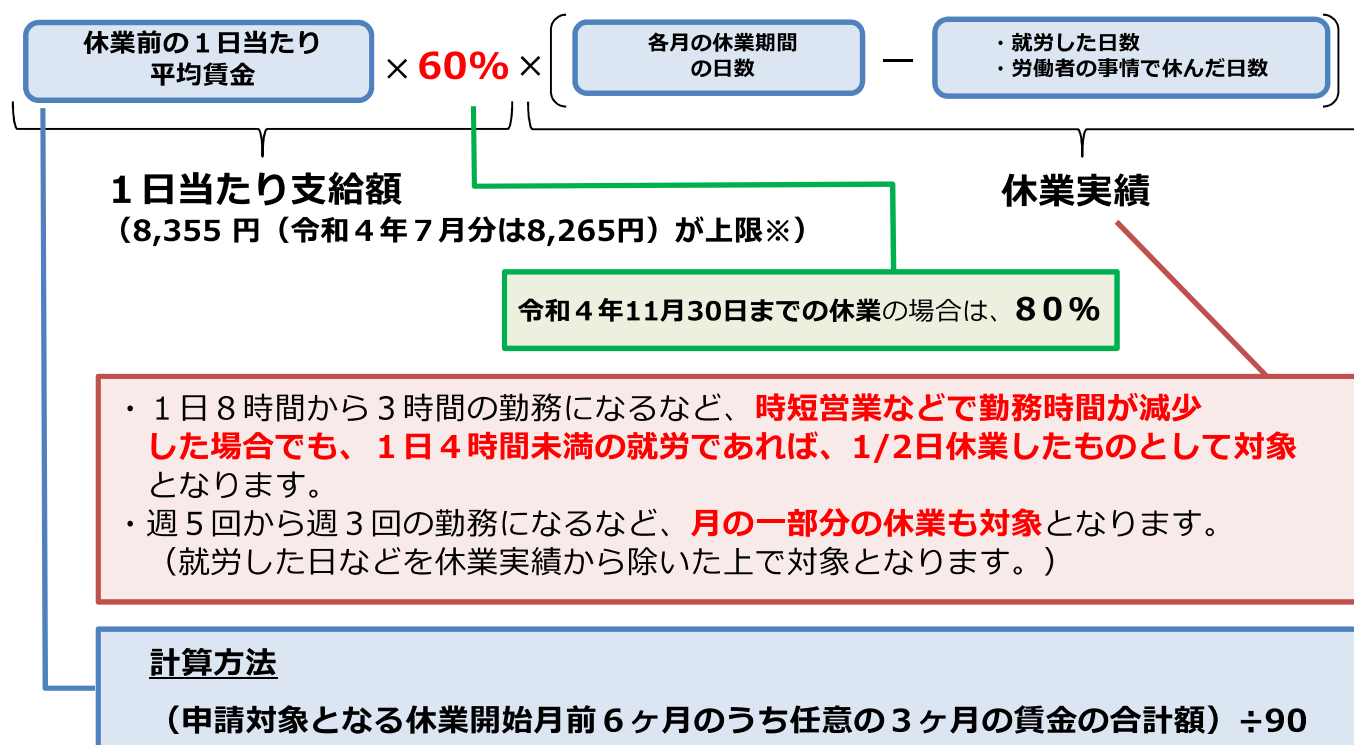
「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」について、
令和4年12月以降に休業した期間の申請の給付率が変更となる予定です。
詳細は以下をご覧ください。

※施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での予定となります。

対象となる休業の期間と給付率

休業した期間	給付率
令和4年7月1日～令和4年11月30日までの休業	80%
令和4年12月1日～令和5年3月31日までの休業（予定）	60%（予定）

支給額の計算方法



お問い合わせ

- 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HP
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html> (右記QRコード)



- お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
 電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15

「在籍型出向」により労働者の雇用維持に取り組む事業主の皆さま／「在籍型出向」により人材を活用したい事業主の皆さまへ

「産業雇用安定助成金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成**します。

※助成金の詳細につきましては、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。



(ガイドブックはこちら)

助成金の対象となる「出向」

■ **対象**：雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象。

■ **前提**：雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提。

【令和3年8月1日以降に新たに開始される出向に関する特例】

独立性が認められない事業主間の出向（※1）も、一定の要件（※2）を満たせば助成対象となります。

（※1）例えば、子会社間（両社の親会社からの出資割合を乗じて得た割合が50%を超える場合）の出向や代表取締役が同一人物である企業間の出向など

（※2）新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向が対象です。

その他の詳細につきましては、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認下さい。

対象事業主

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（**出向元事業主**）
- ② 当該労働者を受け入れる事業主（**出向先事業主**）

助成率・助成額

○出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**します。

	中小企業（※1）	中小企業以外（※1）
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額（出向元・先の計）	12,000円／日	

※1 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合の助成率：中小企業2/3、中小企業以外1/2

○出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの**出向の成立に要する措置を行った場合に助成**します。（※2）

	出向元	出向先
助成額	各10万円／1人当たり（定額）	
加算額（※3）	各5万円／1人当たり（定額）	

※2 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合、出向初期経費助成は**支給されません**。

※3 出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。



受給までの流れ

出向元事業主と出向先事業主との**契約**※1
労働組合などとの**協定**
出向予定者の**同意**

※1 出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。

出向計画届提出・要件の確認※2※5

※2 **出向元事業主と出向先事業主が出向計画届を作成**し、出向開始日の前日（可能であれば2週間前）までに**都道府県労働局またはハローワーク**へ提出してください（**手続きは出向元事業主**がまとめて行います。）。

出向の実施

※3 1か月以上6か月以下の任意で設定した期間（月単位）ごとに
出向元事業主と出向先事業主が支給申請書を作成し、**都道府県労働局またはハローワーク**へ提出してください。（**手続きは出向元事業主**がまとめて行います）

※4 支給申請書に基づき、出向元事業主・出向先事業主それぞれに助成金を支給します。

支給申請※3※5・助成金受給※4

※5 計画届の提出および支給の申請は**オンラインでも**受け付けています。
【雇用調整助成金・産業雇用安定助成金オンライン受付システム】
<https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>

参考：助成額比較(イメージ)



一度の出向で、雇用調整助成金（出向）による出向元への助成措置にも該当する場合があります。この場合には**いずれか一方の助成金のみ**が申請可能です。

例えば、次の条件の場合、以下のような助成額になります。

- ・ 出向期間中の賃金日額と出向元での直近の賃金日額のいずれか低い方の額 **9,000円**
- ・ 出向期間中の出向運営経費
 - － 出向元賃金負担 **3,600円**、出向先賃金負担 **5,400円**、
 - － 出向先で教育訓練および労務管理に関する調整経費など **3,000円**

※ 出向元・先ともに中小企業事業主

※ 出向元事業主が労働者の解雇などを行っていない

※ 実際に支払われる助成額は、端数処理などにより異なる場合があります。

■ 産業雇用安定助成金

出向運営経費（出向元賃金負担） 3,600円		出向運営経費 8,400円 （出向先賃金負担 5,400円 、教育訓練および労務管理に関する調整経費など 3,000円 ）	
産業雇用安定助成金 9/10 3,240円	実質負担 1/10 360円	産業雇用安定助成金 9/10 7,560円	実質負担 1/10 840円

※上記に加え、初回支給時に出向元・先双方に**各10万円**（一定の要件を満たす場合は**5万円加算**）を助成する場合があります。（出向初期経費）

■（参考）雇用調整助成金の場合

出向運営経費（出向元賃金負担） 3,600円		出向運営経費 8,400円 （出向先賃金負担 5,400円 、教育訓練および労務管理に関する調整経費など 3,000円 ）	
雇用調整助成金 2/3 2,400円	実質負担 1/3 1,200円	実質負担 10/10 8,400円	

申請・お問い合わせ先

助成金を受けるにあたっての支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。

ご不明な点は、**下記のコールセンター**もしくは**最寄りの都道府県労働局またはハローワーク**までお問い合わせください。

【雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター】

電話番号 **0120-603-999** 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

※最寄りの都道府県労働局及びハローワークのお問い合わせ先は厚生労働省HPをご確認ください。

※助成金の相談・申請先は都道府県労働局またはハローワークです。（公財）産業雇用安定センターではありませんのでご注意ください。

(公財) 産業雇用安定センターでは 「出向」を活用して従業員の雇用を守る企業を 無料で支援しています！

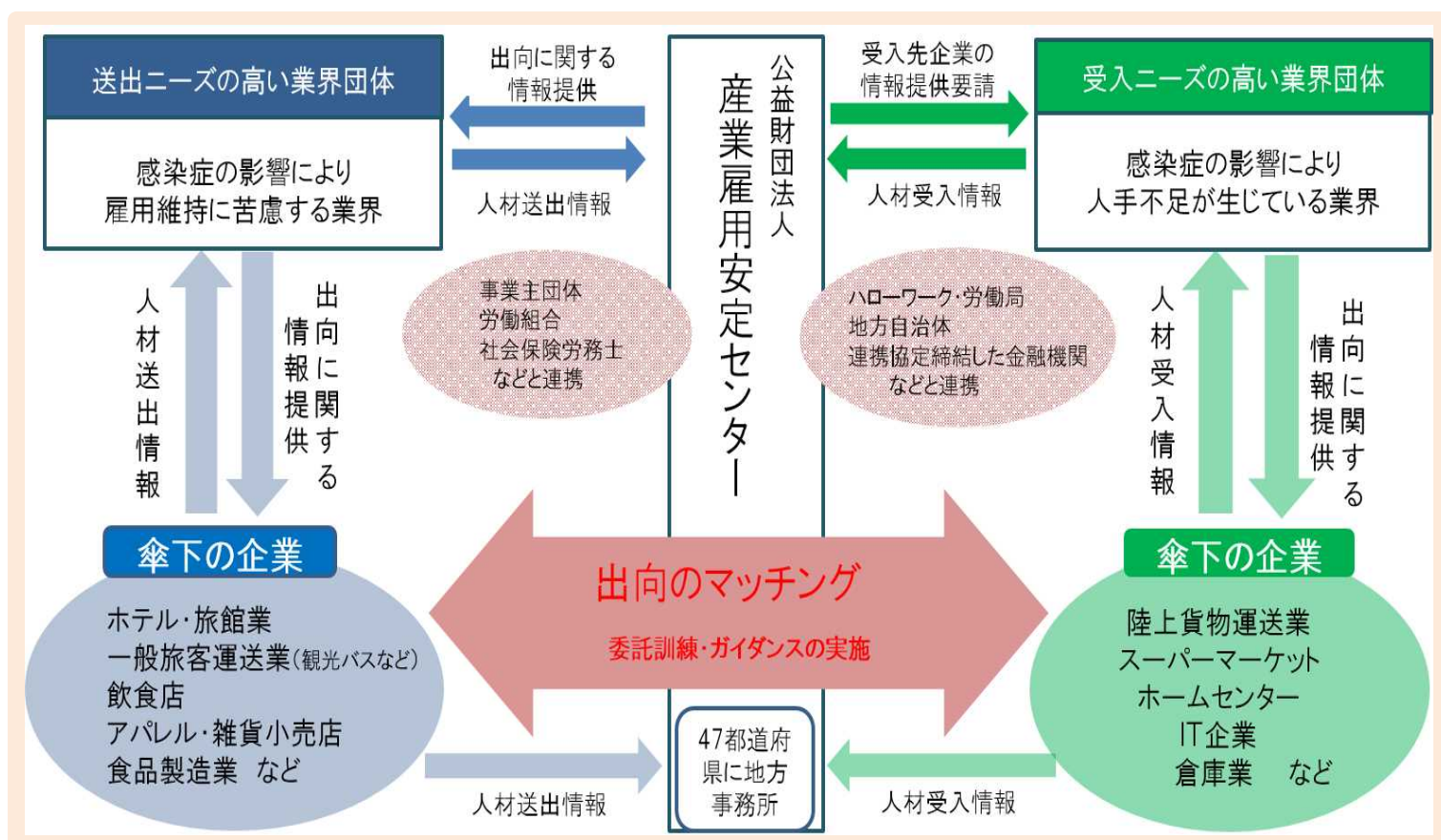
(公財) 産業雇用安定センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業が、従業員の雇用を守るため、人手不足などの企業との間で「出向」を活用しようとする場合に、**双方の企業に対して出向のマッチングを無料で行っています。**



感染症の影響で従業員の仕事がない。
雇用を維持するために一時的に他社
で働いてほしい。



人手不足が感染症の影響で加速
している。人員の確保が急務。



お問い合わせ先

全国47都道府県の県庁所在地に産業雇用安定センターの事務所があり、無料で企業からのご相談を承っています。

(公財) 産業雇用安定センターとは

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、22万件以上の出向・移籍の成立実績があります。



(産業雇用安定センターホームページ)

感染症の影響を受けた企業の出向を活用した雇用維持の具体例

事例1：旅客自動車運送業 → 貨物自動車運送業

観光バス会社（送出企業）

訪日外国人旅行客を専門としているが、観光バスが運行できない状況。バス運転手を解雇してしまうとコロナ後に新たに確保しようとしても難しいことは明らかなので、**出向を活用して雇用維持を図りたい。**

<企業規模：29人以下>

出向期間5か月
出向労働者2名



精密部品運送会社（受入企業）

精密部品を専門として輸送しているが、運転手が慢性的に不足しており充足できていない。観光バスの運転手であれば、精密部品輸送に求められる**丁寧かつ繊細な運転が期待**できるので出向として受け入れたい。

<企業規模：29人以下>

事例2：旅館・ホテル業 → 食肉加工・販売・飲食業

リゾートホテル（送出企業）

インバウンドの減少により宿泊客が大きく減少しており雇用過剰の状況。これを機に**レストラン部門の調理人を新たな分野での技術習得など人材育成ができるような形で出向させたい。**

<企業規模：100人～299人>

出向期間6か月
出向労働者2名

レストラン（受入企業）

食肉加工の直営レストランを経営している。**調理人を正社員として採用したい**と考えていたが、産業雇用安定センターの勧めもあり、**同じ地域の企業のお役に立つ**ことを意図して出向受入に切り替えることとした。

<企業規模：30人～49人>

事例3：航空運送業 → 卸・小売業

航空運送業（送出企業）

コロナの影響で航空旅客取扱量が大きく減少しており、雇用過剰となっている。**社員の丁寧な接客姿勢が活かせるような出向先を確保して雇用を維持したい。**

<企業規模：1万人以上>

出向期間6か月
出向労働者14名



卸・小売業（受入企業）

新規出店を計画しているものの、新規採用による人員確保ができていない。社会貢献の意図も含めて、**店舗での販売員として出向で受け入れたい。**当社の社員にも良い影響が生じることを期待している。

<企業規模：5,000～9,999人>

各地域でも出向支援の取り組みが始まっています（一例）

都道府県	概要	関係機関
千葉県	ちばの魅力ある職場づくり公労使会議において、「一時的に雇用過剰となった労働者の雇用を守るため、人手不足などの企業間との雇用シェアなど、支援に関する情報を広く発信する」ことなどを含む公労使共同宣言を採択し、オール千葉で取り組むことを県内に発信	ちばの魅力ある職場づくり公労使会議
愛知県 岐阜県 三重県	人材を送り出したい企業と受け入れたい企業双方のニーズを把握する意向確認調査において人材マッチングの仕組みを利用したいと回答した企業に対して、産業雇用安定センター3事務所（愛知、岐阜、三重）及び中部産業連盟のコーディネーターがヒアリングした上で、企業間の人材マッチングを実施	中部経済産業局、産業雇用安定センター、中部産業連盟、労働局、県、経済団体、金融機関 など
佐賀県	県、産業雇用安定センターおよび労働局が締結した「失業なき労働移動のための連携協定」に基づき、セミナーなどによる情報発信、産業雇用安定センターと連携したハローワークでの相談窓口の開設、アンケートによる出向ニーズの把握などを実施	産業雇用安定センター、労働局、県

厚生労働省ホームページに在籍型出向支援策をまとめた専用ページを開設しました！

- ・具体的な出向事例や必要な準備事項、就業規則・出向契約書の雛形、留意点など、在籍型出向のイロハが分かる「在籍型出向“基本がわかる”ハンドブック」
- ・各地域で独自に実施している送り出し希望企業や受け入れ希望企業の募集に関するサイト案内やセミナー開催情報などを順次掲載していきますので、あわせてご活用ください。



（厚生労働省ホームページ）

労働者の雇用維持に取り組む事業主の皆さま／人材を確保したい事業主の皆さまへ

在籍型出向で従業員の雇用を守りませんか？ 人材を確保しませんか？

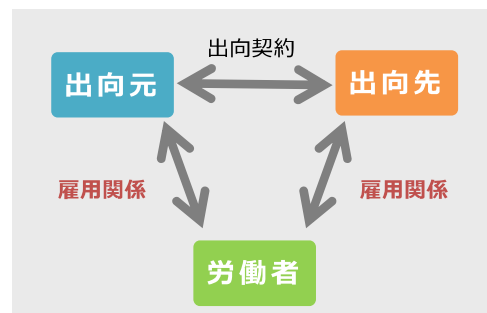
新型コロナウイルスの影響で仕事が減って人手が余った企業が雇用を維持するために、
人手を借りたい企業へ一時的に出向しているケースが増えています。
皆さまも、人材に関するお悩みを「在籍型出向」で解決してみませんか？



出向ハンドブック 助成金ガイドブック

「在籍型出向」とは？ ▶詳しくは出向ハンドブック8ページ

在籍型出向とは、出向元企業と出向先企業との間の
出向契約によって、**労働者が出向元企業と出向先企業
の両方と雇用契約を結び、一定期間継続して勤務するこ
とをいいます。**



「在籍型出向」の事例 ▶詳しくは出向ハンドブック2ページ

旅行代理店（出向元）

インバウンド観光客を対象とする旅行企
画・営業がほとんど稼働していないため、
雇用過剰となっている。旅行需要が回復す
るまで従業員の雇用維持を図りたい。

<企業規模：30～49人>



**出向期間12か月
出向労働者1名**

保育所（出向先）

保育所での給食の調理補助者が育児休業を
取得することになったので、1年間限定で
勤務してくれる方を探している。

<企業規模：50～99人>



「在籍型出向」のメリット ▶詳しくは出向ハンドブック6ページ

実際に在籍型出向を実施した企業（出向元・出向先）や出向労働者へのアンケート結果です。

出向元企業	出向先企業	出向労働者
・ 出向労働者の労働意欲の維持・向上につながる（63%） ・ 出向労働者のキャリア形成・能力開発につながる（59%） ・ 出向期間終了後、出向労働者が自社に戻ってくることが確実である（56%） ・ 出向労働者への刺激になり、自社の業務改善や職場活性化に期待ができる（50%）	・ 人手不足が解消され、自社の従業員の業務負担を軽減できる（75%） ・ 社会人としての基礎スキルや職務に必要な職業能力を持った人材を確保できる（52%） ・ 自社の従業員への刺激になり、業務改善や職場活性化が期待できる（42%） ・ 新たに採用するよりも人材育成のコストを抑制できる（38%）	・ 出向先での新しい仕事の経験がキャリアアップ・能力開発につながる（57%） ・ 出向元での雇用が維持されているので安心して働くことができる（46%） ・ これまでどおりの収入を確保できたため生活面の安定が図られる（38%）

「在籍型出向」を開始するまでのステップ

ステップ 1

出向元

出向先

▶詳しくは出向ハンドブック10ページ

出向の相手を見つける

- 在籍型出向を実施した企業によると、出向の相手先は、もともと取引関係のある企業であった場合が約半数、公的機関からの紹介による場合が約2割程度です。
- （公益財団法人）産業雇用安定センターは、出向のマッチング支援を無料で行っています。全国47都道府県の事務所に配置しているコンサルタントが、出向の相手先を一緒に見つけてくれたり、出向契約締結のサポートを実施したりしています。（3ページ参照）

ステップ 2

出向元

労働者

▶詳しくは出向ハンドブック16ページ

労働者の個別同意や就業規則等の整備、労使の話し合い

- 在籍型出向を命じるには、労働者の「個別的な同意を得る」か、または「出向先での賃金・労働条件、出向の期間、復帰の仕方などが就業規則や労働協約等によって労働者の利益に配慮して整備されている」必要があるとされています。
- 産業雇用安定助成金（4ページ参照）を活用する場合は、労働者の「個別的な同意」を必ず得ることに加え、書面で労使協定を締結する必要があります。

ステップ 3

出向元

出向先

▶詳しくは出向ハンドブック20ページ

出向契約の締結

- 出向期間や出向中の労働条件、賃金負担などについて、両社と労働者でよく話し合った上で出向契約を締結します。

ステップ 4

出向先

労働者

▶詳しくは出向ハンドブック25ページ

出向期間中の労働条件等の明確化

- 労働者に対し、労働条件を明確にする必要があります。この労働条件は、出向に際して出向先企業が明示することになりますが、出向元が出向先に代わって明示しても問題ありません。

ステップ 5

出向元

出向先

産業雇用安定助成金を活用する場合

▶詳しくは助成金ガイドブック23ページ

産業雇用安定助成金出向実施計画の届け出

- 産業雇用安定助成金を活用する場合は、出向開始前に「出向実施計画届」を都道府県労働局・ハローワークに提出※してください。※出向元が出向先の分もまとめて提出してください。

出向開始

ステップ 6

出向元

出向先

産業雇用安定助成金を活用する場合

▶詳しくは助成金ガイドブック30ページ

産業雇用安定助成金の支給申請

- 産業雇用安定助成金を活用する場合は、計画届提出の際に選択した支給申請期ごとに「支給申請書」を都道府県労働局・ハローワークに提出※してください。
※出向元が出向先の分もまとめて提出してください。

厚生労働省ホームページに在籍型出向支援策をまとめた専用ページを開設しています！

- ・具体的な出向事例や必要な準備事項、就業規則・出向契約書の雛形、留意点など、在籍型出向のイロハが分かる「在籍型出向“基本がわかる”ハンドブック」
- ・各地域で独自に実施している送り出し希望企業や受け入れ希望企業の募集に関するサイト案内やセミナー開催情報などを順次掲載していますので、あわせてご活用ください。



(公財) 産業雇用安定センターでは 「在籍型出向」のマッチングを無料で支援しています

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、23万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

- コロナの影響で一時的に雇用過剰となった企業が労働者の雇用を守るために、人手不足等の企業との間で在籍型出向を活用しようとする場合に、双方の企業に対して**出向のマッチングを無料で行います**。
- 全国47都道府県にセンターの事務所があり、企業の相談に応じています。

お問い合わせ先

産業雇用安定センターのホームページをご覧ください

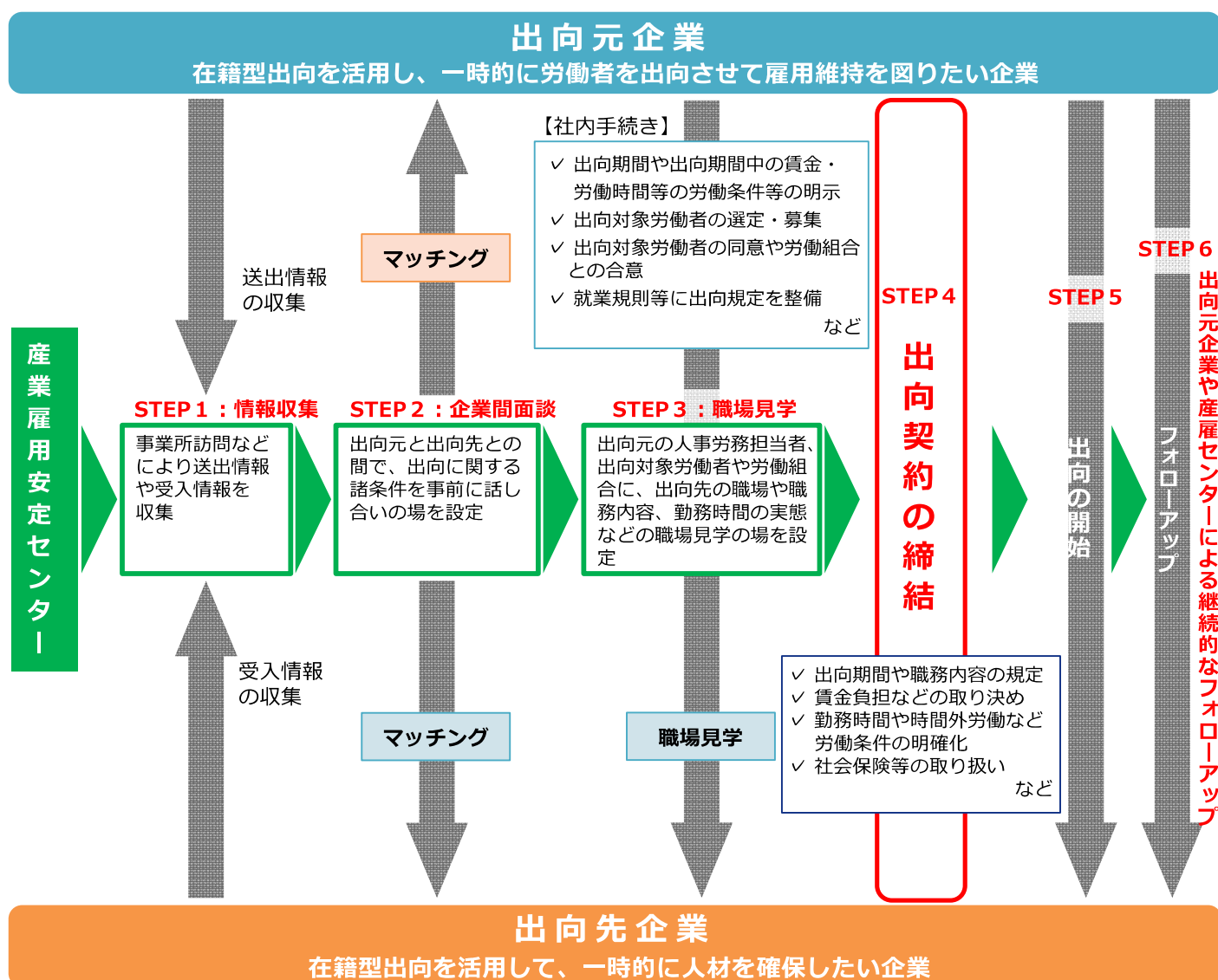


公益財団法人 産業雇用安定センター



センターHP

マッチング支援の流れ



「産業雇用安定助成金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元・出向先の双方の事業主に対して助成**します。

※助成金の詳細は、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。



ガイドブックはこちら→

助成対象となる「出向」とは？

雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象です。

また、出向した労働者は、出向期間終了後は、元の事業所に戻って働くことが前提です。

企業グループ内での出向も、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向であることなど、一定の要件を満たせば助成対象となります。

助成の内容

① 出向初期経費助成

【対象】出向元事業主と出向先事業主（企業グループ内出向の場合は**支給されません**）

【内容】**出向前に、出向の成立に必要な措置※を行った場合に以下の額を助成**

※就業規則や出向契約書の整備費用、出向に際してあらかじめ行う教育訓練（出向元のみ）、出向者を受け入れるための機器や備品の整備（出向先のみ）など

	助 成 額	加 算 額
出向元・出向先	各10万円／1人あたり（定額）	各5万円／1人あたり（定額）

・出向先事業主は1年度あたり500人が上限です

・出向元事業主（雇用過剰業種の企業や生産量要件が一定程度悪化した企業からの送り出し）または出向先事業主（異業種からの受け入れ）がそれぞれ一定の要件を満たす場合に加算

② 出向運営経費助成

【対象】出向元事業主と出向先事業主

【内容】**出向中に必要な経費※の一部を最長2年まで助成**

※賃金・教育訓練・労務管理に関する調整経費など

助 成 率	中 小 企 業	中 小 企 業 以 外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9／10	3／4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4／5	2／3
企業グループ内出向の場合	2／3	1／2
上 限 額（出向元・出向先の合計）	12,000円／1人1日あたり	

・出向先事業主は1年度あたり500人が上限です

③ 出向復帰後訓練助成

【対象】出向元事業主

【内容】出向から復帰した労働者に対して、出向で新たに得たスキル・経験をブラッシュアップさせる訓練（off-JT）※を行った際に、**訓練に要する経費と訓練期間中の賃金の一部を助成**

※出向から復帰後3か月以内の訓練開始や、訓練期間は6か月以内などの要件があります

	経 費 助 成	賃 金 助 成
助成内容	実費（上限30万円）	1人1時間あたり900円（上限600時間）

申請・お問い合わせ先

助成金の支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。

ご不明な点は、**コールセンター**、**最寄りの都道府県労働局**、**ハローワーク**までお問い合わせください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

電話番号 **0120-603-999** 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

※助成金の相談・申請先は都道府県労働局またはハローワークです。（公財）産業雇用安定センターではありませんのでご注意ください。

「在籍型出向」を活用して労働者の雇用維持に取り組む事業主の皆さま、人材を活用したい事業主の皆さま

2022（令和4）年10月1日 制度改正

産業雇用安定助成金の支給や助成の対象が拡大します

令和4年10月1日の改正内容

① 支給期間の延長

出向労働者一人あたりの支給期間を延長します

現 行

最長1年（365日）

改正後

最長2年（730日）

- 延長される期間は、令和6年3月31日までです。
- 延長希望日の3か月前から前日までの間に「延長届」の提出が必要です。
なお、令和4年11月30日までに延長届を提出した場合は、事前に届け出たものとして取り扱います。
- 支給期間の延長には、引き続き売上高や生産量などの生産指標が一定以上減少しているか（※）（出向元）、雇用量が一定以上減少していないか（出向先）などの要件が延長届の提出時とその6か月後に審査されます。
- 令和4年10月1日時点で、1年を超えて引き続き出向を実施している労働者は、令和4年11月30日までに延長届を提出すると、さかのぼって支給されます。※出向計画届提出時と生産量要件が一部異なりますのでご注意ください。

② 支給対象労働者数の上限撤廃

支給対象労働者数上限を一部撤廃します

現 行

出向元・出向先ともに
最大500人まで※

改正後

出向元事業所に限り
上限撤廃

※1年度あたり

- 資本的・経済的・組織的関連性など、独立性が認められない事業主間で実施される出向はこれまでどおり最大500人までです。

③ 出向復帰後の訓練（off-JT）に対する助成

【新設】

出向元事業主が、出向から復帰した労働者に対して、出向で新たに得たスキル・経験をブラッシュアップさせる訓練（off-JT）を行った際に、訓練に要する経費と訓練期間中の賃金の一部を助成します。

経費助成：実費（1人あたり上限30万円）

賃金助成：1人1時間あたり900円（上限600時間）

- 出向から復帰後3か月以内の訓練開始や、訓練期間は6か月以内などの要件があります。
- 出向復帰後訓練を行う場合は、訓練開始日前日までに「復帰後訓練計画」の提出が必要です。
なお、令和4年11月30日までに訓練計画を提出した場合は、事前に届け出たものとして取り扱います。

産業雇用安定助成金とは

新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元・出向先の双方の事業主に対して助成を行うものです。助成金の支給要件や手続き方法は、ガイドブックをご覧ください。



産業雇用安定助成金
ガイドブック

申請・お問い合わせ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまたは最寄りの都道府県労働局、ハローワークまでお問い合わせください。
※助成金の相談・申請先は（公財）産業雇用安定センターではありません。ご注意ください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

電話番号 0120-603-999 受付時間 9:00～21:00（土・日・祝日も受け付けています）



お問い合わせ先

(事業主の方へ)

雇用調整助成金・産業雇用安定助成金 オンライン受付システムについて

オンラインでの申請方法は、以下の4つのステップで完了しますのでご利用ください。

Step1 雇用調整助成金・産業雇用安定助成金オンライン 受付システムにアクセス

URL <https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>

Step2 ログイン用のメールアドレスを登録

- ・メールアドレスがマイページのIDとなります。
- ・申請事業主ごと（社会保険労務士が申請代行する場合は当該社会保険労務士ごと）に1つのアドレス=IDとしていただくと便利です。

Step3 SMS認証用の携帯電話番号を登録

- ・マイページ開設、ログインの際に手元に用意できる携帯電話にしてください。

Step4 マイページから申請書類をアップロード

- ・必要な書類はP4を参照ください。
- ・ファイル形式は、原則PDF（または、画像ファイル(.jpg, .png)）としてください。WordおよびExcel（マクロなしに限る）でも可能ですが、労働局で開けないバージョンなどの場合は、追って差し替えなどを依頼します。ご協力をお願いします。

以上で手続きは完了となります

- 各助成金の支給要件などは以下のURLをご確認ください。

雇用調整助成金 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

産業雇用安定助成金 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html

- その他ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



※ 行政機関の偽物サイト（詐欺サイト）が多数確認されていますので、URLをよく確認してアクセスしてください。

オンライン受付の流れ（詳細版）

- 1

アカウントをお持ちでない方は、以下のURLにアクセスし、メールアドレスを登録してください。
<https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>
- 2

登録いただいたメールアドレスに登録用URLを送付します。当該ページへアクセスし、氏名、携帯電話番号、パスワードなどの登録をお願いします。
※メール受信制限をしている方は、system@kc.hellowork.mhlw.go.jpからのメール受信を許可してください。本システムからのメールを装った不審メールにご注意ください。
- 3

携帯電話にSMSで認証コード（ワンタイムパスワード）を送付しますので、当該コードを入力ください。これで登録完了となるので、一旦ログオフしてください
- 4

あらためて、①のページから①で登録したメールアドレス、②で登録したパスワードを入力し、③のSMS認証を行い、申請用マイページにログインしてください。
- 5

ログインすると一覧画面が表示されます。上段左側の「新規申請」ボタンをクリックすると、申請情報入力画面が開くので、必要事項を入力してください。入力項目はP3を参照ください。入力後「確認」ボタンをクリックし、申請情報確認画面を確認してください。
※途中で処理を中断したい場合は、申請情報入力画面の「保存」ボタンをクリックすると、その状態が保存され、一覧画面上では「作業中（申請前）一覧」に表示されます。
終了する時は、「ログオフ」ボタンをクリックして終了してください。
- 6

申請情報確認画面の右上にあるクリップマーク欄の歯車をクリックし、申請書類、添付書類をアップロードしてください。（ドラッグ＆ドロップかファイル選択後に「確定」ボタンをクリック）
※添付書類の容量が大きすぎて一定以上の時間がかかった場合は、タイムアウトエラーが発生します。その場合は、別途事業所所在地を管轄する労働局かハローワークへ郵送にて申請をお願いします。
なお、添付できる容量は1ファイル100MB、40ファイルまでとなります。
郵送先労働局またはハローワークの所在地はこちらを参照ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10702.html
- 7

アップロードが終わったら、申請情報確認画面下段の「申請」ボタンをクリックしてください。これで、申請は終了です。申請が問題なく行われた場合は、自動で①で登録いただいたメールアドレスに受け付けた旨のメールが届きますので、ご確認ください。一覧画面では「申請中一覧」に表示されます。
- 8

審査に当たって確認事項がある場合は、労働局またはハローワークから電話・メールで連絡させていただきます。書類に不足があるような場合は、一旦お戻しをさせていただきますので、⑥の手順で追加アップロードをお願いします。一覧画面では「差戻し一覧」に表示されます。
- 9

審査終了後、支給決定通知書を**申請事業主に郵送**させていただきます。なお、**通知発送から入金までに4日程度要します**ので、ご了承ください。



3面



雇用調整助成金の支給申請に必要な書類

書類名	備考
様式新特第4号 雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書	様式はこちらを参照ください https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html ※添付書類は、「売上」等がわかる既存書類の写し(売上簿、営業収入簿、会計システムの帳簿、客数のデータ、客室等の稼働率等)でも可
様式新特第6号 支給要件確認申立書・役員等一覧	様式はこちらを参照ください https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html 役員名簿は、事業所の規模を確認する書類で代用可
様式新特第9号又は12号 休業・教育訓練実績一覧表	様式(自動計算機能付き)はこちらを参照ください https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html
様式新特第8号又は11号 助成額算定書	様式(自動計算機能付き)はこちらを参照ください https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html
様式新特第7号又は10号 (休業等)支給申請書	様式(自動計算機能付き)はこちらを参照ください https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html
休業協定書	労働組合等との確約書等でも代替可 添付書類として、組合員名簿又は労働者代表選任書
事業所の規模を確認する書類	既存の労働者名簿及び役員名簿で可
労働・休日の実績に関する書類	出勤簿、タイムカードの写し(手書きのシフト表などでも可)など (必要に応じ、就業規則 または 労働条件通知書の写しなど)
休業手当・賃金の実績に関する書類	賃金台帳の写しなど(給与明細の写しなどでも可) (必要に応じ、給与規定または労働条件通知書の写しなど)

産業雇用安定助成金の計画届の提出及び支給申請に必要な書類は以下を参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html

! 助成金の支給に関して、厚生労働省本省、都道府県労働局、ハローワーク以外からお電話をすることはありません。また、お電話で金融機関の暗証番号をお聞きすることはございません。不審な電話があった場合は、お近くの都道府県労働局、ハローワークまでお問い合わせください。

(求職者・事業主の方へ)

令和3年12月21日から新型コロナウイルス感染症対応の「トライアル雇用制度」の対象者を変更しました

「トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）」は、より必要とする方にご利用いただけるよう、以下のように対象者を変更しました。ご利用をお考えの方は、ご注意ください。

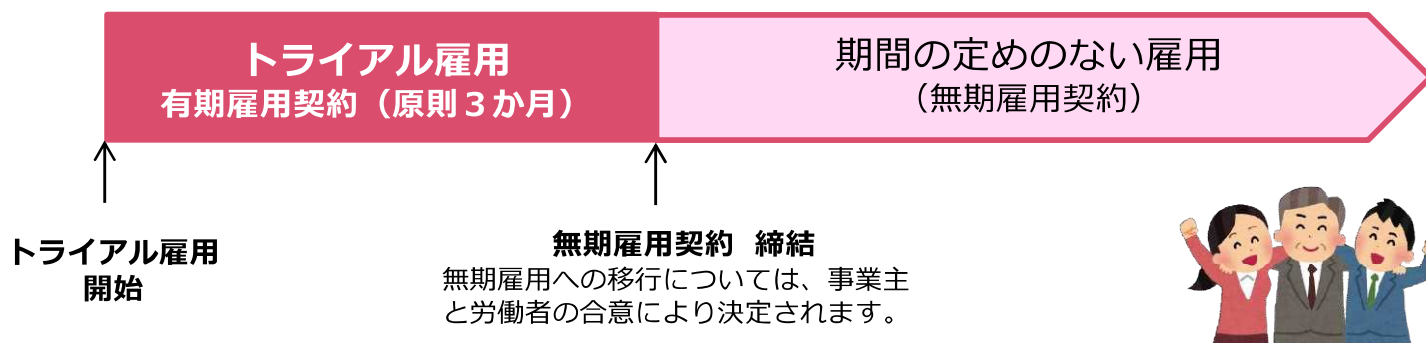
対象者の一覧(新旧対照表)

新型コロナウイルス感染症対応 トライアル雇用の対象者	現 行	令和3年12月21日以降
	※以下の <u>3つ</u> の要件をすべて満たす人	※以下の <u>2つ</u> の要件をどちらも満たす人
	① 令和2年1月24日以降に、 <u>新型コロナウイルス感染症の影響により離職した</u>	① 紹介日において、離職している
	② <u>紹介日時点で、離職している期間が3か月を超えている</u>	(廃止)
	③ 紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している	② 紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している

「トライアル雇用」とは？

トライアル雇用とは、無期雇用へ移行することを目的に、一定期間（原則3か月）試行雇用することをいいます。

週30時間以上の無期雇用への移行をめざすコースと、週20時間以上30時間未満の無期雇用への移行をめざすコースがあります。



- ▶ 本制度の利用に当たっては、各種要件があります。
- ▶ 詳しくは、お近くの労働局・ハローワークにお問い合わせください。



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

Ministry of Health, Labour and Welfare

トライアル雇用助成金 (新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース)を 2022年4月1日から 拡充します

トライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース)は、適性や能力を見極めてから無期雇用へ移行することを目的に、**就労経験のない職業に就くことを希望する離職者**を、一定期間(原則3か月)試行雇用する事業主に対して支給する助成金です。

2022(令和4)年4月1日以降にハローワーク等から紹介を受けてこの助成金の対象となる事業主が、これまでに雇用調整助成金を受給していない場合等に、支給額を増額します。

■ 支給金額「増額」の条件

以下の2つの要件を、いずれも満たす必要があります。

● 2020年1月24日以降、雇用調整助成金を受給していないこと

休業で、従業員が休業支援金を受給した場合も増額の対象外となります。

● 2020年1月24日以降、従業員を解雇等していないこと

事業主都合による解雇の他、退職勧奨を行った場合も増額の対象外となります。

■ 支給金額

増額の場合も、通常の場合も、支給期間は最大で3か月です。

求職者が希望する労働時間の長さで支給額が異なります。

	新型コロナウイルス感染症対応 トライアルコース※1	新型コロナウイルス感染症対応 短時間トライアルコース※2
増額となる場合の支給額 (月額)	最大5万円	最大3.12万円
通常の場合の支給額 (月額)	最大4万円	最大2.5万円

※1 求職者が〈常用雇用〉(一週間の所定労働時間が30時間以上の無期雇用)を希望する場合。

※2 求職者が〈常用雇用(短時間労働)〉(一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の無期雇用)を希望する場合。

・トライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース)の詳細は、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

・助成金の受給には、その他各種条件があります。詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

Ministry of Health, Labour and Welfare

LL040401企08

令和4年10月31日（月）

【照会先】

雇用環境・均等局

職業生活両立課：平岡、新平

（代表電話）03(5253)1111

報道関係者 各位

令和4年12月以降の小学校休業等対応助成金・支援金の内容等について

（注）以下は、事業主等の皆様に政府としての方針を表明したものです。施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での予定となります。

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の皆様に支援するため、小学校休業等対応助成金・支援金制度を設け、令和4年11月30日までの間に取得した休暇について支援を行っています。

同制度について、令和4年12月～令和5年3月の内容は以下及び別紙をご参照ください。申請様式等の詳細については、改めて厚生労働省ホームページにてご案内いたします。

1. 「小学校休業等対応助成金・支援金」について

- ① 小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）
休暇中に支払った賃金相当額×10/10を助成する点に変更はありません。
日額上限について、別紙の通りとする予定です。
- ② 小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）
就業できなかった日について、1日あたり定額で支給する点に変更はありません。
支給額について、別紙の通りとする予定です。

2. 「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」の設置期間の延長

小学校休業等対応助成金に関する相談に対応するため、「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」を、令和5年2月28日までの期間、全国の都道府県労働局に設置しています。この設置期間も、延長する予定です。

3. 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みによる申請

労働局からの本助成金の活用の働きかけに事業主が応じていただけない場合に、令和4年11月末までに取得した休暇と同様に、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより、労働者が個人で申請できることとする対応も、令和5年3月末までに取得した休暇について行う予定です。

【問い合わせ先】

小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター

電話：0120-876-187

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

【現行の制度概要】

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者を支援するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対して助成金を支給するもの（小学校休業等対応助成金）。また、委託を受けて個人で仕事をする方が、契約した仕事ができなくなった場合にも支援をするもの（小学校休業等対応支援金）。

●支給対象者

- ・子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主（小学校休業等対応助成金）
- ・子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、委託を受けて個人で仕事をする者（小学校休業等対応支援金）

●対象となる子ども（共通）

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども
 ※ 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等
- ② 小学校等を休むことが必要な子ども
 - i) 新型コロナウイルスに感染した子ども
 - ii) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども
 - iii) 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

●支給額

- ・労働者を雇用する事業主の方：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10（日額上限あり、下記参照）（小学校休業等対応助成金）
- ・委託を受けて個人で仕事をする方：就業できなかった日について、定額を支給（下記参照）（小学校休業等対応支援金）

※**個人申請**：事業主が小学校休業等対応助成金を活用しない場合は、休業支援金・給付金の仕組みによる労働者からの直接申請が可能。

○改正内容

令和4年12月～令和5年3月の小学校休業等対応助成金の日額上限額、小学校休業等対応支援金の支給額を、下表のとおりとする。

		令和4年10月～11月	令和4年12月～令和5年3月
小学校休業等 対応助成金 （日額上限額）	原則的な措置	8,355円	8,355円
	特例（※）	12,000円	
小学校休業等 対応支援金 （支給額）	原則的な措置	4,177円	4,177円
	特例（※）	6,000円	

（※）緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域に事業所のある事業主

新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金について

現行

令和4年7月1日から同年11月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどにに基づき、**臨時休業などをした小学校など（保育所等を含みます）**に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに**感染した子どもなど**、小学校などを休む必要がある子ども

* 詳細は裏面をご参照ください。

事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、**保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いします。**

【助成内容】有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10／10

具体的には、対象労働者1人につき、**対象労働者の日額換算賃金額^{※1}×有給休暇の日数**で算出した合計額を支給します。

※1 各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（日額上限額^{※2}あり）

休暇取得期間	日額上限額 ^{※2}	申請期限 ^{※3}
令和4年7月1日～9月30日	9,000円	令和4年11月30日（水） 必着
令和4年10月1日～11月30日	8,355円	令和5年1月31日（火） 必着

※2 申請の対象期間中（注）に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（原則都道府県単位）に事業所のある企業については、休暇取得期間が**令和4年7月～9月は15,000円、10月～11月は12,000円**。

注：事業主の方から申請いただいた休暇日の最初の日から最後の日までの間（申請対象の労働者が複数いる場合は、休暇の開始が最も早い労働者の開始日から、終了が最も遅い労働者の終了日までの間）

※3 令和3年8月1日～令和4年6月30日までの休暇に係る申請受付は原則として終了しています。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合（以下Ⅰ又はⅡ）は、申請期限経過後に申請することが可能（令和5年2月28日まで）です。

Ⅰ.労働者からの都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』への「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等のご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合

Ⅱ.労働者が都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』へ相談し、労働局から助言等を受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

労働者の皆さまへ

都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』では、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、**企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等**を行っています。特別相談窓口（休業支援金・給付金の仕組みによる**労働者からの直接申請含む**）については、こちらをご参照ください。



⇒「**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内**」

事業主の皆さまへ

① **支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。**

申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。

新型コロナ 休暇支援

検索

* ①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の**2種類の様式**があります。

* 事業所単位ではなく**法人ごと**の申請となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

② **申請書の提出方法**

本社所在地を管轄する**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**まで**郵送**でお願いします。

※必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。（宅配便などは受付不可）



お問い合わせはコールセンターまで

『**小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター**』（7月から電話番号が変わりました）
（フリーダイヤル）**0120-876-187** 受付時間：9：00～21：00 土日・祝日含む

※詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。

また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話などで問い合わせることはありません。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

※小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象になります。

※子どもの新型コロナワクチン接種の付き添いやその副反応時の休みも対象になります。

「小学校等」とは

- ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）

★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。

- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

ア) 新型コロナウイルスに感染した子ども

イ) 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども（発熱などの風邪症状、濃厚接触者）

ウ) 医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する子ども

※ 学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

③対象となる保護者

- ・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。

- ・各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含みます。

※ 業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となります。

④対象となる有給の休暇の範囲

日曜日、夏休みなどに取得した休暇の扱い

「①に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。

- ・学校：授業日 ※日曜日や夏休みなどは対象外（夏休み期間が延長された場合、新たに夏休みになった期間は対象）
- ・その他の施設（放課後児童クラブなど）：本来施設が利用可能な日

「②に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。

- ・授業日であるかにかかわらず、その子どもの世話をするために休暇を取得した日

半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

- ・対象となります。

なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

就業規則などにおける規定の有無

- ・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則などが整備されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

- ・対象になります。ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただく必要があります。

労働者に対して支払う賃金の額

- ・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払う必要があります。助成金の支給上限額(上限額は表面参照)を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け) について

小学校等の臨時休業等に伴い、**子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します！**

【支援の内容】 令和4年7月1日から同年11月30日までの間において、**仕事ができなかった日**について、1日当たり以下の金額を定額

仕事ができなくなった期間	金額（1日当たり定額）※	申請期限
令和4年7月1日～9月30日	4,500円	令和4年11月30日（水） 必着
令和4年10月1日～11月30日	4,177円	令和5年1月31日（火） 必着

※申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（原則都道府県単位）に住所を有する方は、仕事ができなかった日が**7月～9月は7,500円（定額）、10月～11月は6,000円（定額）**。

【支援の対象となる方】 ※（1）～（4）のいずれにも該当する方が対象

（1）保護者であること

- 親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- 上記のほか、子どもの世話を一時的に補助する親族を含みます。

（2）①又は②の子どもの世話をを行うこと

- ① **新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども**

- 「臨時休業等」とは

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、

- ・ 小学校等が臨時休業した場合
- ・ 自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合をいいます。

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

※小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象になります。

※子どもの新型コロナワクチン接種の付き添いやその副反応時の休みも対象になります。

- 「小学校等」とは

- ・ 小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、特別支援学校（全ての部）
★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）等も含む。
- ・ 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

- ② **新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども**

- ・ 新型コロナウイルスに感染した子ども
- ・ 新型コロナウイルスに感染したおそれがある子ども（発熱等の風邪症状のある者、濃厚接触者）
- ・ 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

※学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

(3) 小学校等の臨時休業等の前に、以下の業務委託契約等を締結していること

○ 「業務委託契約等」とは

ここでの業務委託契約等は、発注者から、仕事の委託を受け、業務遂行等に対して報酬を支払われることを内容とする契約のことをいいます。

契約書や電子メールなど、何らかの書面等により、発注者からの指定の内容や報酬が確認できるものが申請には必要となります。

○ 契約を締結している本人が、個人で契約に基づく業務を行うこと

※ただし、労働者を使用する事業主、雇用保険被保険者、国家公務員又は地方公務員の場合は除きます。

○ 臨時休業等の開始日より前に、すでに業務委託契約等を締結していること

○ 契約において、業務従事や業務遂行の態様、業務の場所・日時等について、発注者から一定の指定を受けていること

例

- ・ 業務従事や業務遂行の態様（業務の内容 など）
- ・ 業務の場所（業務を行う場所や施設 など）
- ・ 業務の日時（業務を行う予定の日、開始日と終了日 など）

○ 業務遂行に要する日や時間等を前提とした報酬となっていること

- ・ 時間や日を基礎として計算されるもの
 - ・ 作業単位や作業個数の単価と実績を基に計算されるもの
- など、作業量や成果物により、報酬が支払われるものが該当します。

(4) 小学校等の臨時休業等により、子どもの世話をを行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に仕事ができなくなったこと

○ 「業務委託契約等に基づき予定されていた日時」とは

あらかじめ業務委託契約等で示されていた業務を行う日時のことをいいます。
業務量、契約期間などから、業務を行う日が判別できるような場合も含まれます。

○ 日曜日、夏休みなどの扱い

(2) ①に該当する子ども

- ・ 学校：対象となるのは授業日 ※日曜日や夏休みなどは対象外（夏休み期間が延長された場合、新たに夏休みになった期間は対象）
- ・ その他の施設（放課後児童クラブなど）：本来施設が利用可能な日が対象

(2) ②に該当する子ども

- ・ 授業日であるかにかかわらず、その子どもの世話をするために仕事を取りやめた日

◎ 支給要件、申請等の手続のお問い合わせについては、

小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター（7月から電話番号が変わりました）

0120-876-187（受付時間：9：00～21：00）※土日・祝日含む

◎ 申請書の提出先

臨時休業 個人委託 検索

〒137-8691 新東京郵便局私書箱132号

学校等休業助成金・支援金受付センター（厚生労働省の委託事業者）

必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。

（宅郵便などは受付不可）

※表面の申請期限内に提出ください。消印が申請期間内でも、受付センターへの到達日が申請期間を徒過していた場合は申請期間内に申請したとは認められませんので、ご注意ください。

※ 申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。（印刷できない場合はコールセンターにご連絡下さい。）
〈支援金HP〉 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

※ 詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、支援金の相談について電話等で勧誘することはありません。

小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内

小学校休業等対応助成金とは

【別添15】

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者に対して有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額（※）を支給する制度です。※1日当たりの日額上限額については、厚生労働省ホームページにてご確認ください。

■労働者の皆さまへ【相談窓口のご案内】

都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』は、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等を行っています。

⇒ **ご相談は裏面の特別相談窓口一覧まで**

休業支援金・給付金の仕組みによる直接申請のご案内

- 労働局からの本助成金の活用の働きかけに事業主が応じない場合に、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより労働者（大企業に雇用される方はシフト制労働者等の方に限られます）が直接申請することが可能です。
- 労働者の方が利用を希望する場合、裏面の都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』にご連絡ください。まずは、労働局から事業主に、小学校休業等対応助成金の活用の働きかけを行います。それでも事業主が助成金の活用に応じない場合には、労働者の方から休業支援金・給付金の支給申請ができるよう、労働局から事業主に必要な協力の働きかけを行います。

◎休業支援金・給付金の仕組みによる直接申請の対象について

以下を満たすことを前提に、休業支援金・給付金の支給要件を満たす場合に、対象となります。

- ① 労働者が労働局に小学校休業等対応助成金の相談を行い、労働局が事業主に助成金活用・有給の休暇付与の働きかけを行ったものの、事業主がそれに応じなかったこと
- ② 新型コロナウイルス感染症への対応としての小学校等の臨時休業等のために仕事を休み（※1、2）、その休んだ日時について、賃金等が支払われていない（※3）こと
 - ※1 保育所等の利用を控える依頼への対応のためや、新型コロナウイルスに感染したおそれのある子どもの世話をするために休んだ場合を含みます。
 - ※2 休むことを事業主に連絡しておらず、当該休みを事業主が事後的にも正当なものとして認めていない場合（いわゆる「無断欠勤」）は対象になりません。
 - ※3 年次有給休暇を取得した場合は賃金等が支払われているものと扱います。
- ③ 休業支援金・給付金の申請に当たって、当該労働者を休業させたとする扱いとすることを事業主が了承すること。また、休業支援金・給付金の申請に当たって、事業主記載欄の記入や当該労働者への証明書類の提供について、事業主の協力が得られること。

◎事業主の皆様へのお願い

- 休業支援金・給付金には事業主負担はありません。
- 休業支援金・給付金の申請に当たり「休業させた」という取扱いをすることをもって事業主の労働基準法第26条の休業手当の支払い義務について判断されるものではありません。
- 労働者が学校休業等のために休んだこと、その休みを事業主として認めたこと（いわゆる無断欠勤ではないこと）自体には争いがない場合は、このことをもって、休業支援金・給付金の申請に当たり「休業させた」とする取扱いとさせていただきますようお願いするものです。

⇒ 都道府県労働局から上記③のご協力を依頼した際には、このことをご理解いただき、労働者の方が休業支援金・給付金を申請するに当たって事業主記載欄の記入などに**ご協力をお願いします。**

その他の支給要件等は厚生労働省ホームページにてご確認ください。

●小学校休業等対応助成金について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

新型コロナ 休暇支援

検索

●新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

休業支援金

検索



休業支援金・給付金の仕組みによる直接申請に関するQ & A

Q1 事業主に自分で助成金のことを言い出しにくいのですが、**まずは自分で事業主に相談する必要がありますか？**

A1 **事業主との相談を経ずに労働局にご相談いただくことも可能**です。
例えばご本人から事業主に相談しづらい場合など、労働局にご相談いただいたら、ご相談者の意向を踏まえ、事業主に働きかけ等を行います。

Q2 **休業させたことの確認**が事業主から得られなければ休業支援金による個人申請はできないのですか？

A2 労働局から事業主に個人申請について働きかける段階で、**事業主が休業させたことの確認が得られていない場合でも**、労働局は**まずは申請を受け付け**、引き続き事業主に休業させたことの確認を行います。

Q3 休業支援金の**申請書の作成に事業主が協力してくれません**。どうしたらいいですか？

A3 休業支援金の支給要件確認書の記載に事業主が協力してくれない場合、**そのまま申請書を提出いただいて、労働局から事業主に確認を行うことも可能**です。

Q4 休業支援金による個人申請の**申請先はどこ**ですか？

A4 まずは、勤務先の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局「**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口**」にご相談ください。
* 連絡先は下記をご参照ください。

小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口（令和5年2月28日まで）

受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-6867-0211	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-6651	神奈川	045-211-7380	京都	075-275-8087	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6949-6494	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0850	福岡	092-411-4764
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-2777	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1701	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-223-0551	島根	0852-20-7007	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-306-1860	三重	059-226-2110	徳島	088-652-2718		

小学校休業等対応助成金 についてのお問い合わせ	【コールセンター】 0120-876-187（フリーダイヤル） ↑ 7月から電話番号が変わりました 受付時間 9:00～21:00 ※土日祝日含む
休業支援金・給付金 についてのお問い合わせ	【コールセンター】 0120-221-276（フリーダイヤル） 受付時間 月～金 8:30～20:00 / 土日祝8:30～17:15

小学校休業等対応助成金や休業支援金・給付金の申請に関するトラブルについて

- 労働者の皆様へ：小学校休業等対応助成金や休業支援金・給付金の申請に関連して、解雇、雇止めなどの職場のトラブルなどがあれば、**総合労働相談コーナーにご相談ください**。同コーナーは、全国の都道府県労働局や労働基準監督署などに設けられており、解雇、雇い止め、配置転換、賃金の引き下げ、いじめ・嫌がらせ、パワハラなどのあらゆる分野の労働問題について、**ワンストップで相談の受付等を行っています**。
- 事業主の皆様へ：休業支援金の申請や小学校休業等に伴って仕事を休んだ期間の賃金の扱いについて**相談したことを理由に、解雇など不利益な取扱いを行うことは許されるものではありません**。このような場合について、労働局において、労働者からの相談を受け付け、事案に応じて、事業主に対して、個別労働紛争解決促進法に基づく指導等を行うことがあります。**小学校休業等対応助成金及び休業支援金・給付金の仕組みによる申請について、ご理解とご協力をお願いします**。

総合労働相談
コーナーのご案内



厚生労働省

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置 による休暇制度導入助成金のご案内

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主を助成します。

助成金の対象

※詳細は裏面をご参照ください



①～④全ての条件を満たす事業主が対象です。

- ①新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る）を整備し、
- ②当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、
- ③令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、当該休暇を合計して5日以上取得させたこと。
- ④この助成金の申請までに、対象となる事業場において令和2年度の「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）」、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」を受給していない。また、令和3年度に新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金を受給していない。

※雇用保険被保険者でない方も対象です。

助成内容

1事業場につき1回限り 15万円

申請期間

対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計5日に達した日の翌日から令和5年5月31日まで
※事業場単位の申請です。

事業主の皆さまには、この助成金も活用しつつ、
妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。

支給要件の詳細は具体的な手続き、支給申請書のダウンロードはこちらから
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html



■お問い合わせ・相談窓口（受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土日祝日・年末年始を除く）
都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）に設置の

この助成金と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の相談・申請窓口まで

相談・申請窓口URL：https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index_00004.html



都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-6893-1100	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7357	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-4630	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2728	兵庫	078-367-0700	福岡	092-411-4717
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-0221	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1701	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-223-0551	島根	0852-20-7007	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-254-6320	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0313	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4403
千葉	043-306-1860	三重	059-261-2978	徳島	088-652-2718		



対象となる労働者

■新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、 医師または助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者

＜新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置とは＞

妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、医師や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主に、休業など必要な措置を講じることを義務付ける措置。適用期間は、令和2年5月7日から**令和5年3月31日**まで。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000628247.pdf>



対象となる有給の休暇制度

■休暇制度の整備、既存の特別休暇の活用

この助成金の対象となる休暇制度を整備することが必要です。

既存の特別休暇の対象に含まれることを明示して、労働者に周知することでも対象となります。

- * 助成金の申請に際し、制度内容が分かるものを添付する必要がありますが、就業規則等でなくてもかまいません。
- * 常時10人以上の労働者を使用している事業主が、新たな休暇制度を設けた場合は、労働基準法に基づき、遅滞なく就業規則を変更し、所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

■制度の周知方法

有給の休暇制度と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を、全ての労働者が知ることができるよう、適切な方法で周知を行うことが必要です。

- (例) ・事業所の見やすい場所に制度の内容を掲示する ・制度の内容を記載した書面を労働者へ交付する
- ・電子メールを利用して労働者に制度の内容を送信する など

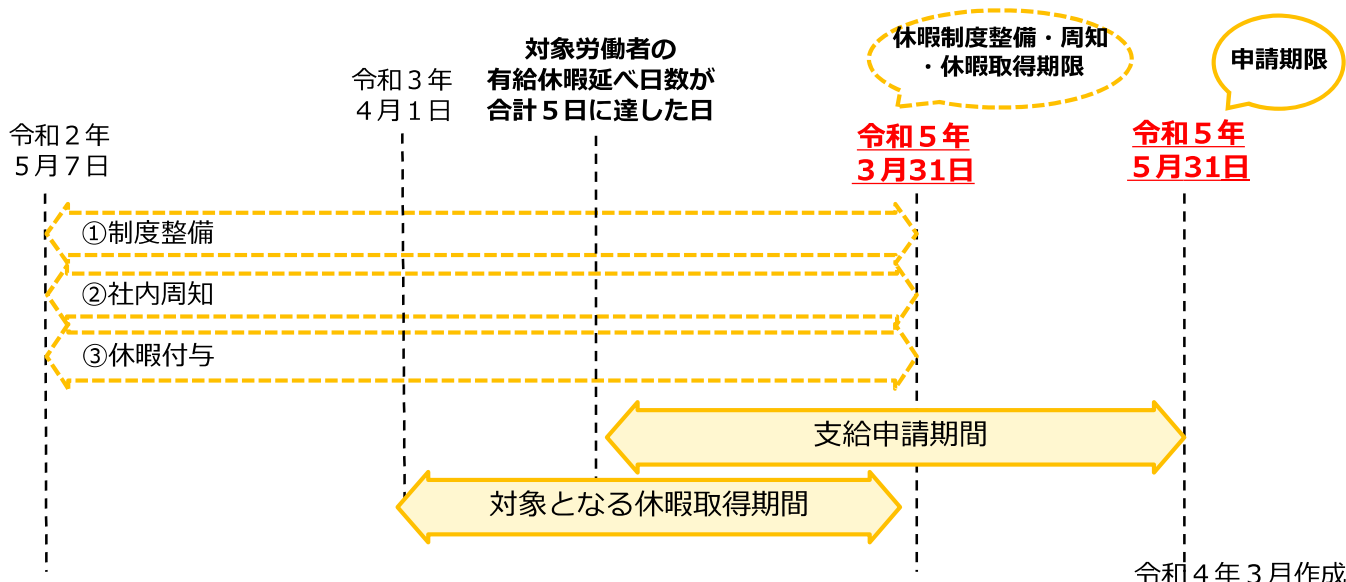
併給

■令和4年度「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）」との併給

対象労働者が雇用保険被保険者の場合、同一の対象労働者の同一の期間は、「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）」と併給が可能です。

- * 併給は、**両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）の要件も満たす必要があります**。詳細は別リーフレット「（令和4年度版）新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金をご活用ください」をご参照ください。
- * 令和3年度に新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金を受給している場合は本助成金の支給を受けられません。
- * すでに令和2年度の新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金（一般と雇用）を受給したことのある対象労働者は、**この助成金との併給対象にできません**ので、ご注意ください。

支給申請の流れ



事業主の皆さま

両立支援等助成金 (新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)をご活用ください

助成金の対象

※詳細は裏面をご参照ください

■令和2年5月7日から令和5年3月31日までの期間で、①～③全ての条件を満たした事業主が対象です。

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る)を整備し、
- ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、
- ③ 当該休暇を合計して20日以上取得させた事業主

助成内容

対象労働者1人当たり 28.5万円 ※1事業所あたり5人まで

申請期間

対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計20日に達した日の翌日から令和5年5月31日まで
※事業所単位の申請です。



事業主の皆さまには、この助成金も活用しつつ、
妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。

支給要件の詳細は具体的な手続き、支給申請書のダウンロードはこちらから
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html



■お問い合わせ・相談窓口 (受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土日祝日・年末年始を除く)
都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)に設置の

この助成金と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の相談・申請窓口まで

相談・申請窓口URL: https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/index_00004.html



都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-6893-1100	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7357	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-4630	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2728	兵庫	078-367-0700	福岡	092-411-4717
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-0221	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1701	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-223-0551	島根	0852-20-7007	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-254-6320	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0313	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4403
千葉	043-306-1860	三重	059-261-2978	徳島	088-652-2718		



詐欺にご注意ください。国や都道府県労働局から、助成金の相談について電話等で勧誘することはありません。
また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話等で問い合わせることはありません。



対象となる労働者

■新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者（雇用保険被保険者に限る）

＜新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置とは＞

妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業などにおける新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして、医師や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主に、休業など必要な措置を講じることを義務付ける措置。適用期間は、令和2年5月7日から**令和5年3月31日**まで。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000628247.pdf>



対象となる有給の休暇制度

■休暇制度の整備、既存の特別休暇の活用

この助成金の対象となる休暇制度を整備することが必要です。

既存の特別休暇の対象に含まれることを明示して、労働者に周知することでも対象となります。

- * 助成金の申請に際し、制度内容が分かるものを添付する必要がありますが、就業規則等でなくてもかまいません。
- * 常時10人以上の労働者を使用している事業主が、新たな休暇制度を設けた場合は、労働基準法に基づき、遅滞なく就業規則を変更し、所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

■制度の周知方法

有給の休暇制度と新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を、全ての労働者が知ることができるよう、適切な方法で周知を行うことが必要です。

- (例) ・事業所の見やすい場所に制度の内容を掲示する ・制度の内容を記載した書面を労働者へ交付する
・電子メールを利用して労働者に制度の内容を送信する など

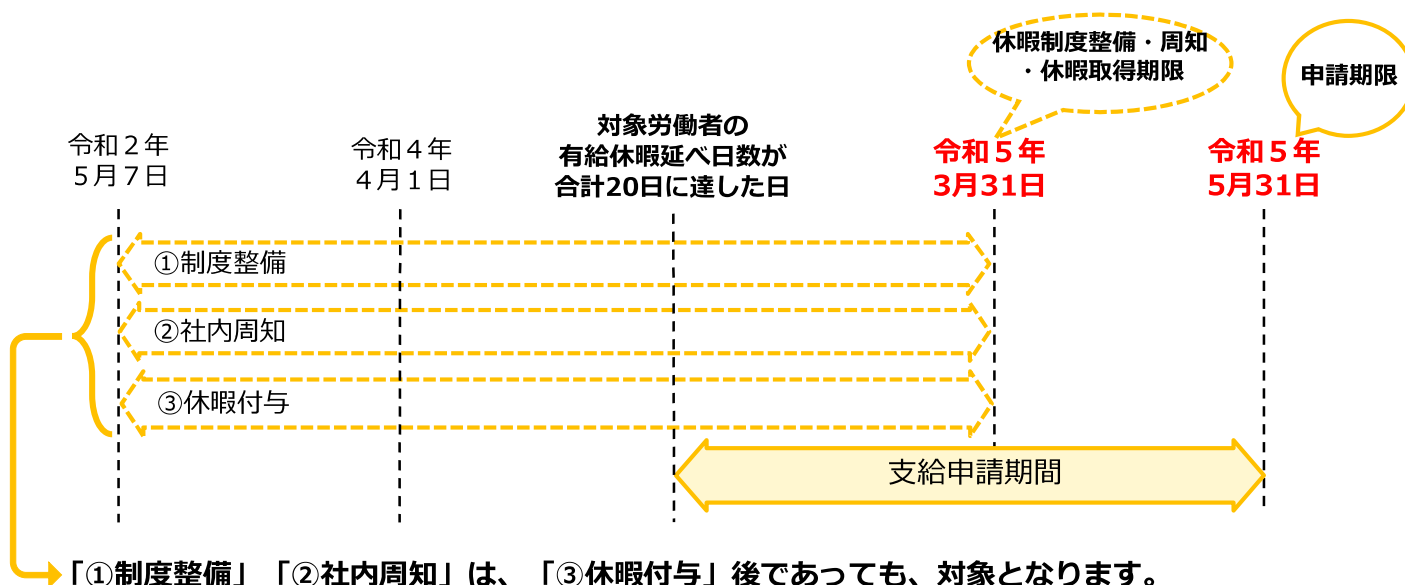
■休暇制度の整備と周知の時期

令和5年3月31日までに制度整備と周知が必要です。制度整備と周知が労働者の休暇取得後であっても対象です。

■欠勤などを、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更した場合の扱い

対象です。ただし、事後的にこの助成金の対象となる有給休暇に変更することについて労働者本人に説明し、同意を得ることが必要です。

支給申請の流れ



両立支援等助成金（介護離職防止支援コース （新型コロナウイルス感染症対応特例））

別添18

新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、特別な有給休暇を付与して、介護を行えるような取組を行う中小企業事業主に助成します。

対象者（事業主）

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる**介護のための有給の休暇制度（※）**を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を**社内に周知**すること
※所定労働日の20日以上取得できる制度
※法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度であることが必要です。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、①の休暇を**合計5日以上取得**すること

支給額

取得日数	支給額
合計5日以上 10日未満	20万円
合計10日以上	35万円

対象となる労働者

1 中小事業主あたり5人まで申請可能です

- ① 介護が必要な家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスが、新型コロナウイルス感染症による休業等により利用できなくなった場合
- ② 家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスについて、新型コロナウイルス感染症への対応のため利用を控える場合
- ③ 家族を通常介護している者が、新型コロナウイルス感染症の影響により家族を介護することができなくなった場合

適用日

令和4年4月1日～令和5年3月31日に取得した休暇

申請期間

支給要件を満たした翌日から起算して2か月以内

- 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。
- お問合せについては、
各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）
受付時間：8：30～17：15（土日祝日除く）

新型コロナ 介護支援 両立支援等助成金

検索